

第2回北海道食の安全・安心委員会における主なご意見

資料 2-2

主なご意見	第5次北海道食の安全・安心基本計画(案)の主な反映箇所
有機農業について、道としての目標や推進の考え方が明確にあった方がよい	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月に策定した北海道有機農業推進計画(第4期)に基づき推進 (第3部の第2の2の(1)のイ(有機農業の推進)) ・令和4年度6,444haある有機農業の取組面積を令和12年度までに11,000haに拡大する目標 (指標一覧)
有機質資源の活用については、豊富な家畜排せつ物を原料とした堆肥を十分利用すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・物理性や化学性の改善、土壌病害の低減のため、良質な堆肥や緑肥作物の作付けによる土づくりを推進 (第3部の第2の2の(1)のア(クリーン農業の推進))
都市下水汚泥については安全性を確認してから利用すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥の肥料利用にあたっては、農業者・消費者の理解促進等が図られるよう安全性・品質の確保に加え、リスクコミュニケーションを推進 (第3部の第2の5の(1)(農用地の土壌汚染の防止))
食料安全保障について、卵の供給不足や過去の米不作などを伝えることにより、理解が深まると思う	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次～第4次計画の策定と食料安全保障に関する主な出来事をコラムとして掲載 (第1部)
鮮度保持技術の進化に伴い、生食の機会が増えている一方、寄生虫による食中毒が多いため、事業者や消費者に対し正しい食べ方を周知する必要	<ul style="list-style-type: none"> ・細菌、ウイルス及び寄生虫等による大規模食中毒等発生防止対策を規定 (第3部の第1の2(食品等の検査及び監視)) ・鮮度保持など水産物に関する学習機会の創出などに取り組む (第3部の第4の2の(1)(食育の推進))
ジビエについても、健康被害のリスクと正しい食べ方を周知する必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保等に関する機関誌を発行し、食中毒予防を普及啓発します。 (第3部の第1の1(情報の提供))
食品表示は消費者が食品を選択する際に必要なものだが、知識がないと理解できないので、表示に関する知識を深める取組が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者等を対象とした食品表示制度セミナーの開催などにより食品表示制度の周知徹底に努める (第3部の第3の1の(1)(食品表示に関する監視体制の整備、適正は表示の促進))
情報発信は、中学生に理解できるくらいのわかりやすい内容にすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・道のホームページに「北海道食の安全・安心に関するポータルサイト」を設置し、わかりやすく、速やかな情報提供に努める (第3部の第1の1(情報の提供))
食に関する情報が興味のない人の目にも触れるよう工夫が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する情報を広く提供するため、様々な情報媒体や各イベントの場を活用 (第3部の第1の1(情報の提供))